

# 業 務 仕 様 書

## 1. 業務の名称

困難を抱える子どもに対する学習・生活支援業務（以下「本業務」という。）

## 2. 本事業の実施主体

愛媛県南予地方局、宇和島市及び鬼北町

## 3. 委託期間及び提案見積上限額

### (1) 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (2) 提案見積上限額

①宇和島市：総額 6,000,000 円（消費税含む）

②鬼北町：総額 1,211,000 円（消費税含む）

③愛媛県：総額 1,815,264 円（消費税含む）

①～③合計額：9,026,264 円（消費税含む）

## 4. 事業の目的

本事業は、上記「2. 本事業の実施自治体」に居住する小学生、中学生及び高校生等のうち、生活保護受給世帯、市民税非課税世帯、就学援助又は児童扶養手当受給世帯や不登校、ヤングケアラー又はヤングケアラーの可能性がある等、何かしらの困難を抱えている子どもに対して、オンラインによる学習支援、生活支援等を提供することで、生まれ育った環境に左右されることなく、人とのつながり、学びと繋がる経験、自分の進路を前向きに考える経験を提供することを通して、貧困の連鎖防止や不登校の改善、より一層のヤングケアラーの支援に資する等、多様な困難の解消に寄与することを目的とする。

## 5. 事業内容（共通）

### (1) 事業内容

#### ①学習支援

学習の機会を提供し、基礎学力向上のための学習支援、高校等受験のための進学サポート・情報提供、学習の習慣づけ、学習意欲の向上を図る。

#### ②生活習慣・育成環境の改善

学校・日常生活の困りごとに関する相談支援、日常生活習慣の形成や社会性の育成に関する助言、体験活動の提供等を実施する。

#### ③保護者支援

子どもの養育に必要な知識の情報提供、各種支援策の情報提供や利用勧奨等を実施する。

#### ④進路相談等に関する支援

進路選択に関する相談、奨学金等の公的支援の情報提供、関係機関との連絡調整等を実施する。

### (2) 実施方法

オンラインによる支援提供

### (3) 実施回数

①学習支援 1回1時間程度・週1回以上実施

②利用者生活習慣・育成環境の改善(小学生等との面談) 月2回以上実施

③保護者支援(保護者との面談) 月1回以上実施

#### ④進路相談等に関する支援 適宜実施

#### (4) 人員配置

受託者は、以下の体制を確保すること。

- ①統括責任者 1名
- ②オンラインによる各種支援を提供するために必要な人員

#### (5) 利用料金

本事業の利用料金は無料とし、教材費やオンライン学習等に係る通信機材（パソコンや Wi-Fi 機器（未所持者対象）等、通信費を含む）の費用負担を利用者及び保護者に求めてはならない。ただし、やむを得ない実費負担について、各契約締結自治体と協議し承認を受けた場合は、この限りではない。

#### (6) 事業計画書

年間の委託業務実施計画書を作成し、本業務委託契約締結後、10 営業日以内に各契約締結自治体に提出し、承認を受けること。

#### (7) 支援計画

利用者及び保護者との面談等をもとに個人ごとの支援計画書を作成し、各契約締結自治体に提出すること。また、支援計画書は定期的に評価を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

#### (8) 月例実績報告書

毎月の事業の実施内容、利用者の利用状況、職員の従事状況、利用者の面談結果等を記載した支援計画書を翌月 10 営業日までに各契約締結自治体に提出すること。

#### (9) 年間実績報告書

本事業を実施した効果（学力・学習意欲・学習習慣等への影響及び受験の結果）を検証した報告書を作成し、履行期間終了後、速やかに各契約締結自治体に提出すること。

## 6. 事業内容（宇和島市）

### (1) 事業内容

①「5. 事業内容（共通）」内「(1) 事業内容」に記載された①～④に加え、その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援。

### (2) 支援対象

- ①宇和島市に居住し、以下 a) ～e) に該当する小学生、中学生、高校生又は高校等に在籍していない場合は 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの間にあたる者及びその保護者
- a) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯
  - b) 市民税非課税世帯
  - c) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づく就学援助を受けている世帯
  - d) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 6 条第 1 項に規定する認定を受けている世帯
  - e) 本事業による支援を行うことが必要であると宇和島市長が認めた世帯

### (3) 実施回数

①「5. 事業内容（共通）」内「(3) 実施回数」に記載された①～④に加え、その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援 適宜実施

### (4) 利用定員

10 名

## 7. 事業内容（鬼北町）

### (1) 事業内容

① 「5. 事業内容（共通）」内「(1) 事業内容」に記載された①～④に加え、その他ヤングケアラーの子どもたちのために必要だと認められる支援。

### (2) 支援対象

① 鬼北町に居住し、以下 a) または b) に該当する小学生、中学生、高校生又は高校等に在籍していない場合は 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの間にあたる者及びその保護者

- a) ヤングケアラー又はその可能性があるとして判断した子ども
- b) 本事業による支援を行うことが必要であると鬼北町長が認めた世帯

### (3) 実施回数

① 「5. 事業内容（共通）」内「(3) 実施回数」に記載された①～④に加え、その他ヤングケアラーの家庭にとって必要な支援に資すると認められる支援 適宜実施

### (4) 利用定員

2 名

## 8. 事業内容（愛媛県南予地方局）

### (1) 事業内容

① 「5. 事業内容（共通）」内「(1) 事業内容」に記載された①～④に加え、その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援。

### (2) 支援対象

① 鬼北町に居住し、以下 a) ～e) のいずれかに該当する小学生、中学生、高校生又は高校等に在籍していない場合は 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの間にあたる者及びその保護者

- a) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯
- b) 住民税非課税世帯
- c) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づく就学援助を受けている世帯
- d) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 6 条第 1 項に規定する認定を受けている世帯
- e) 本事業による支援を行うことが必要であると鬼北町長が認めた世帯

### (3) 実施回数

① 「5. 事業内容（共通）」内「(3) 実施回数」に記載された①～④に加え、その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援 適宜実施

### (4) 利用定員

3 名

## 9. 委託料に関する事項

### (1) 対象経費

委託料の対象経費は、困難を抱える子どもに対する学習・生活支援業務の実施に必要な次の経費とする。

対象経費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料
------	--

### (2) 委託料の変更

(1)対象経費のうち、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、保護者支援、進路相談等に関する支援等に直接携わる職員の人件費については、利用者数に応じて支払うものとし、業務期間内で利用定員に達していない場合は、変更契約を締結し、委託料を変更するものとする。

## 10. その他

- (1)本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2)本事業で知り得た事項については他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3)個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに関する仕様書によるものとする。
- (4)本事業の実施にあたり疑義が生じた事項については、随時受託者と各契約締結自治体で協議を行うものとする。また仕様書に定めていない事項についても同様とする。
- (5)本事業に係る経理については、収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を整備すること。
- (6)本事業に係る各種の証拠書類については、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。